

○財務省告示第七十八号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百十四条第六号の規定に基づき、地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件(平成十八年三月財務省告示第百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十六年分以後の所得税について適用する。

平成二十五年五月三十一日

本文中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

財務大臣 麻生 太郎